

新規上場申請のための四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 2023年4月1日
至 2023年6月30日

株式会社ジンジブ

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期財務諸表	10
(1) 四半期貸借対照表	10
(2) 四半期損益計算書	12
第1 四半期累計期間	12
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年2月16日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社ジンジブ
【英訳名】	JINJIB Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 満秀
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 (注)2024年2月26日から本店は下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号
【電話番号】	06-7777-7779（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新田 圭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目7番19号 KDX浜松町ビル5階
【電話番号】	03-5777-2679（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新田 圭
【縦覧に供する場所】	当社東京支店 (東京都港区浜松町二丁目7番19号 KDX浜松町ビル5階)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期累計期間	第9期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	410,447	1,517,574
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△48,571	64,858
当期純利益又は 四半期純損失(△) (千円)	△33,460	41,495
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	98,000	98,000
発行済株式総数 (株)	普通株式10,165 A種優先株式 1,800	普通株式10,165 A種優先株式 1,800
純資産額 (千円)	△11,173	22,287
総資産額 (千円)	1,700,266	1,634,727
1株当たり当期純利益又は1株当 たり四半期純損失(△) (円)	△32.92	41.38
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	△0.7	1.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 当社は、第9期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第9期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. 2023年11月20日において、A種優先株式の株主からの請求に基づき、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、取得したA種優先自己株式については、同日付けで全て消却しております。

6. 2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当社が属する新卒就職支援市場においては、わが国の大卒求人倍率（2023年3月卒業者）が1.58倍（出典：㈱リクルート「第39回 ワークス大卒求人倍率調査」）と新型コロナウイルス感染症拡大の影響もある中、2022年卒の1.50倍より0.08ポイント上昇、依然として高い水準で推移しております。特に300名未満の従業員規模の企業においては5.31倍（出典：㈱リクルート「第39回 ワークス大卒求人倍率調査」）と高止まりしています。2023年卒の高卒求人倍率も3.49倍（出典：厚生労働省発表「令和4年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職状況」取りまとめ（令和5年3月末現在）」）と、直近30年の内で最高の求人倍率になるなど、総じて若手人材を中心とした企業の採用意欲は高止まりを続けております。

特に、情報通信業（IT）や製造業・サービス業・運輸業などの産業においては、採用ニーズが拡大している他、欠員募集や事業拡大による急募も増加しています。また、新卒採用の難易度が高まっていることや、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）の推進を受け、大手企業・準大手企業が第二新卒などを対象にした通年採用を導入する動きが加速しています。この流れは、今後、中小企業においても同様の動きを見せるものと予測しており、当社のサービス需要が一層高まるものと考えております。また、政府主導の「働き方改革」により、企業では労働時間管理の見直しや勤務体系の柔軟化といった体質改善だけでなく、雇用の在り方そのものの再検討が進むと考えています。

この取り組みの延長線上では、新卒採用を通じた企業組織力の強化やキャリア教育の在り方についても見直しが進むと考えられ、主要事業の成長に加え、高校現場におけるキャリア教育並びに企業での教育機会の確保が必要になると考えております。

このような環境の下、当社はパーソナリティとして「これからを生きる人の夢を増やす」、ビジョンとして「若者に希望を与えるNo.1企業」を掲げ、これらを実現するためのサービス展開を行っております。高校生及び高卒第二新卒（18歳～25歳の高卒社会人及び離職者）を価値提供のターゲットとした、ジョブドラフトNavi（高校生向け求人情報提供サイト）、ジョブドラフトFes（高校生向け大規模合同企業説明会）、ジョブドラフトNext（高卒第二新卒向け+転職支援サービス）という採用関連サービスだけではなく、高校向けキャリア教育サービス（ジョブドラフトCareer）、ルーキーズクラブ（新卒社員定着研修サービス）、DMU（デジタルマーケティング研修）をはじめとした企業研修サービス、企業人事向け適性検査サービス（ジョブドラフトSurvey）を提供することで、採用分野だけに限らないサービス展開を実現しております。また、高校現場の就職活動のDX化を通じた教員の負担軽減、高校網の拡大を目的として、ジョブドラフトTeacher（就職活動教員管理システム）の開発を進めております。

当第1四半期累計期間において、当社は若年層採用の企業ニーズの高まりを的確に捉え、高卒新卒採用支援であるジョブドラフトサービス（ジョブドラフトNavi、ジョブドラフトFes、及びそれらに付随する採用支援オプション）の業績を大きく伸ばすことができました。さらに、高校新卒だけではない採用活動である高卒第二新卒向け教育+転職支援サービス（ジョブドラフトNext）を本格的にスタートさせ、堅調に推移しております。ただし、第1四半期累計期間については、卒業年度が替わる最初の3カ月で掲載企業数が減るタイミングであること、ジョブドラフトFesやその他採用支援オプションの役務提供が第2四半期以降に固まることから、売上高は全四半期会計期間の中で最も低くなります。その影響から営業損失となりますが、売上高は計画比110.1%と計画を大きく上回り、営業損失額においても計画を下回る順調な滑り出しがなっております。

その結果、当第1四半期累計期間の売上高は410,447千円、営業損失は47,009千円、経常損失は48,571千円、四半期純損失は33,460千円となりました。なお、当社は、高卒人材採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産の部)

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ65,538千円増加し、1,700,266千円となりました。これは主に、現金及び預金が59,798千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ98,999千円増加し、1,711,440千円となりました。これは主に、契約負債が250,868千円増加、未払金が49,567千円増加した一方で、借入金が146,929千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ33,460千円減少し、△11,173千円となりました。これは、四半期純損失の計上により利益剰余金が33,460千円減少したことによるものであります。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4)経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6)研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	90,000
A種優先株式	10,000
計	100,000

(注) 2023年11月20日において、A種優先株式の株主からの請求に基づき、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、取得したA種優先自己株式については、同日付けで全て消却しております。また、2023年11月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、発行可能株式総数が47,860株となっております。

2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったため、提出日現在の発行可能株式総数は、4,738,140株増加し、4,786,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,165	1,196,500	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であります。また、提出日現在における単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,800	—	非上場	(注) 1
計	11,965	1,196,500	—	—

(注) 1. A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

①優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下、「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

②配当金の額

A種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下、「払込金額相当額」という。）に、6%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、A種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

③非参加条項

当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金の額を超えて剩余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当についてはこの限りではない。

④非累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剩余金の配当の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剩余金の配当が行われると仮定した場合において、②に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積しない。

2. 残余財産の分配

①残余財産分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に1.0を乗じて算出した額（以下、「A種優先残余財産分配額」という。）の金額を支払う。なお、A種優先残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

②参加条項

①により、A種優先株主等に対するA種優先残余財産分配額の支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、A種優先株主等に対し、普通株主等、と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるA種取得比率（「普通株式を対価とする取得請求権」の②に定める。）を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

3. 普通株式を対価とする取得請求権

①普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、当会社に対して、②に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

②A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を③乃至⑦で定める取得価額で除して得られる数（以下、「A種取得比率」という。）を乗じた数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金額の交付は行わない。

③当初取得価額

当初取得価額は、100,000円とする。

④取得価額の調整

以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(1)普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(2)普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(3)調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、④乃至⑦において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式} - \text{当会社が} \\ & \text{保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{調整前取得価額}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \\ & + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

(4)当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額（かかる取得価額を、以下「本取得価額」という。）をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として本取得価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(5)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付を受けることができる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

但し、(i)当会社の取締役、監査役、又は従業員に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当会社に取得されたことにより交付された普通株式の合計数を含む。）が当該発行の時点における発行済株式総数の10%以内である場合、又は(ii)A種優先株式の発行済株式総数の50%を超える割合を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には、本号による取得価額の調整は行わない。

⑤ ④に掲げた事由によるほか、下記(1)乃至(3)のいずれかに該当する場合には、当会社は株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）の決議により、A種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(1)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のため

に取得価額の調整を必要とするとき。

(2) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

⑥ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

⑦ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

4. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式につきいづれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）の申請を行うことが株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「普通株式を対価とする取得請求権」の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(注) 2. 2023年11月20日において、A種優先株式の株主からの請求に基づき、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、取得したA種優先自己株式については、同日付けで全て消却しております。

(注) 3. 2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(注) 4. 2023年11月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2023年12月23日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	普通株式 10,165 A種優先株式 1,800	—	98,000	—	128,300

(注) 1. 2023年11月20日において、A種優先株式の株主からの請求に基づき、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、取得したA種優先自己株式については、同日付けで全て消却しております。

2. 2023年11月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、発行可能株式総数が47,860株となっております。

3. 2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、提出日現在の発行可能株式総数は、4,738,140株増加し、4,786,000株となっております。

4. 2023年11月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2023年12月23日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,165 A種優先株式 1,800	11,965	(1) 株式の総数等に記載してあります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,965	—	—
総株主の議決権	—	11,965	—

(注) 1. 2023年11月20日において、A種優先株式の株主からの請求に基づき、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、取得したA種優先自己株式については、同日付けで全て消却しております。

2. 2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

3. 2023年11月29日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2023年12月23日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1)当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

(2)当社と監査契約を締結していた従来から当社が監査証明を受けているPwC京都監査法人は、2023年12月1日にPwCあらた有限責任監査法人（存続監査法人）と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,145,932	1,205,731
売掛金	48,611	39,351
原材料及び貯蔵品	1,274	1,189
前払費用	33,959	30,206
その他	608	686
貸倒引当金	△858	△823
流動資産合計	1,229,527	1,276,341
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,586	34,586
減価償却累計額	△19,213	△19,595
建物（純額）	15,373	14,991
車両運搬具	1,968	1,968
減価償却累計額	△1,242	△1,423
車両運搬具（純額）	726	544
工具、器具及び備品	13,676	13,892
減価償却累計額	△12,909	△13,029
工具、器具及び備品（純額）	767	862
有形固定資産合計	16,866	16,398
無形固定資産		
のれん	15,726	14,677
ソフトウェア	24,845	28,470
無形固定資産合計	40,571	43,148
投資その他の資産		
投資有価証券	50	50
長期前払費用	3,727	3,422
敷金及び保証金	28,512	29,491
繰延税金資産	315,421	331,364
その他	50	50
投資その他の資産合計	347,761	364,378
固定資産合計	405,200	423,925
資産合計	1,634,727	1,700,266

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	200,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	126,301	104,734
未払金	128,784	178,351
未払法人税等	2,035	617
未払消費税等	70,740	16,118
契約負債	742,783	993,651
その他	3,740	5,224
流動負債合計	1,274,385	1,398,697
固定負債		
長期借入金	326,549	301,187
資産除去債務	11,505	11,555
固定負債合計	338,054	312,742
負債合計	1,612,440	1,711,440
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,000	98,000
資本剰余金	128,300	128,300
利益剰余金	△204,012	△237,473
株主資本合計	22,287	△11,173
純資産合計	22,287	△11,173
負債純資産合計	1,634,727	1,700,266

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	
売上高	※2 410,447
売上原価	67,810
売上総利益	342,637
販売費及び一般管理費	※1 389,646
営業損失（△）	△47,009
営業外収益	
受取配当金	1
貸倒引当金戻入益	35
販売手数料収入	20
助成金収入	62
受取褒賞金	50
その他	8
営業外収益合計	177
営業外費用	
支払利息	1,435
その他	304
営業外費用合計	1,740
経常損失（△）	△48,571
税引前四半期純損失（△）	△48,571
法人税、住民税及び事業税	832
法人税等調整額	△15,942
法人税等合計	△15,110
四半期純損失（△）	△33,460

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自2023年4月1日
至2023年6月30日)

給料手当	150,508千円
------	-----------

※2 業績の季節変動について

当社の売上構成として、採用支援サービスの売上高が例年60%程度を占めます。この採用支援サービスの受注は、高校新卒採用の結果が出る10～3月にリピート継続契約が集中するため、売上高が下期に偏重する傾向にあります。また、採用支援サービスの中でも、おしごとフェア/ジョブドラフトFesについては、5～7月及び10月に役務提供となるため、開催月に売り上げが偏重します。

同時に、企画制作サービス・代行支援サービスについては、求人情報が解禁となる7月に集中するため、売上高が特定の月に偏重する傾向になります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 2023年4月1日
至 2023年6月30日)

減価償却費	3,107千円
のれんの償却額	1,048

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は高卒人材採用支援事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、高卒人材採用支援事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
一時点で移転されるサービス	263,459
一定の期間にわたり移転されるサービス	146,987
顧客との契約から生じる収益	410,447
その他の収益	—
外部顧客への売上高	410,447

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
1株当たり当期純損失(△)	△32円92銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△33,460
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△33,460
普通株式の期中平均株式数(株)	10,165
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 2023年11月29日開催の臨時取締役会決議により、2023年12月23日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(種類株式の取得及び消却と普通株式の交付)

A種優先株主からの取得請求権の行使により2023年11月20日付で自己株式として取得したA種優先株式1,800株について、2023年11月14日の取締役会決議により、2023年11月20日付で消却しております。

(発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

当社は2023年11月29日開催の臨時株主総会において、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度を採用する決議をしております。

現行定款	変更後定款
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式の種類は、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない普通株式と第2章の2に定める内容の種類株式（以下、「A種優先株式」という。）の二種類とする。</p> <p>2. 当会社の発行可能株式総数は、10万株とし、このうち9万株は普通株式、1万株はA種優先株式とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式の総数は、47,860株とする。</p>
—	<p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の1単元の株式数は、1株とする。</p>

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2023年11月29日開催の臨時取締役会において、株式分割を行うことを決議しております。

1. 株式分割の目的、単元株制度の採用の目的

機動的かつ柔軟な資本政策の実現を目的として株式分割を行うとともに、1単元を100株とする単元株制度といたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年12月22日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	11,965株
今回の分割により増加する株式数	1,184,535株
株式分割後の発行済株式数	1,196,500株
株式分割後の発行可能株式総数	4,786,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日 2023年12月8日

基準日 2023年12月22日

効力発生日 2023年12月23日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、（1株当たり情報）に記載しております。

3. 資本金について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

4. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を2023年12月23日以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権 (発行決議日)	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権 (2022年3月28日)	160,000円	1,600円
第4回新株予約権 (2022年4月1日)	160,000円	1,600円
第5回新株予約権 (2023年1月24日)	220,000円	2,200円

5. 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

株式会社ジンジブ
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

榆本 民子

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

山下 大輔

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジンジブの2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジンジブの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レ

ビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上